

# 千葉県消費者行政審議会 議事録

日時 平成 19 年 10 月 19 日（金）  
午後 1 時 ~  
場所 千葉県教育会館 608 会議室

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . あいさつ .....	1
3 . 議事録署名人選出 .....	2
4 . 議 事 .....	2
( 1 ) 千葉県消費者保護条例改正 ( 骨子案 ) について .....	2
5 . 閉 会 .....	1 9

## 1. 開 会

司会 ただいまから千葉県消費者行政審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます県民生活課消費者行政推進室の及川と申します。よろしく  
お願いいたします。

それから、本日は、市原環境生活部長が所用のため欠席しておりますが、名輪次長が出  
席しておりますのでご紹介いたします。

名輪環境生活部次長 環境生活部次長の名輪と申します。よろしくお願いいたします。

## 2. あいさつ

司会 それでは、開催にあたりまして、鎌野会長からご挨拶をお願いいたします。

鎌野会長 本日は、お忙しいところを、どうもありがとうございました。きょうはいよいよ答  
申ということで、大事な我々に付託された内容でございますので、ひとつよろしく願い  
します。

まず、本日の議事次第にもありますように、本日この審議会で審議いただくことですが、  
第一に答申案を審議していただくということ、さらに、答申案に盛り込む事項の絞り込み  
を行うということ、これがきょうの審議内容でございます。よろしくお願いいたします。

司会 それでは、会議が始まる前に、資料の確認をさせていただきます。

会議次第

9月20日開催の審議会における委員からの意見等一覧

パブリックコメントによる県民等からの意見

千葉県消費者行政審議会委員名簿

千葉県消費者行政審議会出席者名簿

座席表

それから、既に配付しておりますが、分厚い資料ですが、「千葉県消費者保護条例改正  
骨子案等の資料」をお手元にご用意いただけたらと思います。

以上ですが、書類に不備等がございましたらおっしゃっていただきたいと思います。  
よろしいですか。

それでは、これより「次第」に基づき審議に入らせていただきます。

本日の審議会には、委員20名中、10名の御出席をいただいておりますので、千葉県行  
政組織条例第32条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げま  
す。

それでは議事に入ります。

これからの議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、鎌野会長に  
お願いいたします。

鎌野会長 それでは議事に入ります。

本日の主たる審議に入る前に、二、三お諮りしたいことがございます。

まず、一般傍聴希望者ですが、本日はいませんね。

司会 はい。

鎌野会長 そういったことで、この件については省略させていただきます。

それから、報道機関が取材のために傍聴し、会場風景を撮影することがありますが、これは了承ということによろしいですね。報道機関も十分配慮はしてくれると思います。

### 3. 議事録署名人選出

司会 次に、議事録署名人の選出でございますが、議事運営規程により私から指名させていただきます。

議事録署名人として、

田 島 委員

三 浦 委員

よろしくをお願いします。

### 4. 議 事

#### (1) 千葉県消費者保護条例改正(骨子案)について

鎌野会長 続きまして、議題(1)千葉県消費者保護条例改正(骨子案)についての答申案の審議に入ります。

はじめに、県から資料として二つございまして、一つは「9月20日開催の審議会における委員からの意見等一覧」、二つ目として「パブリックコメントによる県民等からの意見」が配付されておりますので、これらについて一括ご説明をお願いいたします。

齋藤県民生活課長 はじめに、9月20日の審議会で委員の皆様から発言のあった内容につきまして、その場でお答えしたのもございますが、改めて検討した結果の県の考え方について説明したいと思います。

資料の「意見等一覧」をご覧ください。

意見は、発言順に整理してございます。

まず、和田委員より、「検討委員会のメンバーである相談員から、相談業務に役立つ条例にしてほしいという声が多かった」という発言がございました。

次に、鎌野会長から、「『環境への配慮』の規定が、全体の構成上、今の条例と比べて前のほうにあるのだけれども」という発言がございました。これにつきましては、環境への配慮という重要性に鑑み、このような構成にしたところでございます。

次に、田島委員より、「基本理念の中に消費者団体を組織し団体を通じて行動する権利を盛り込めば、さらによくなると思うが」という発言がございました。これにつきましては、現在、消費者団体を組織する阻害要因がなく、また、消費者団体については、既にその存在意義が広く認められていること、また、その役割や活動の促進については、消費者基本法や骨子案に規定されていることから、改めて規定する必要はないのではないかと考えております。

次に、鎌野会長から、「『県の責務』の のところで『消費者等』という表現があるが、

それを『消費者、消費者団体、事業者、事業者団体』という表現にしてはどうか」という発言がありました。これにつきましては、ご提案のとおり修正したいと考えております。

続きまして、会長から、「試験・検査等の記述について、必要に応じて試験・検査等を行い、その結果を消費者に提供するというにしたのは、現行条例に比較して後退した表現になっているのではないか」という趣旨の発言がございました。これにつきましては、現行条例では「試験・検査等を行う施設を整備する」となっているのですが、施設整備については、民間検査機関を活用することも考えておりました。このような表現にいたしました。また、「必要に応じて」という表現については、商品テストや相談に伴うテストなどいろいろな型の試験を必要に応じて行いまして、その結果も、商品テストの場合は一般に公表したり、相談に伴うテストの場合は相談者に提供することとなるために、このような表現にいたしました。

次のページをお開きください。

山田委員から、「消費者団体の自主的な活動促進」のところで、「『情報の提供及び支援等』を必要な施策の前に加えたほうがよい」という発言がございましたが、これにつきましては、必要な施策の中に情報の提供及び支援等も含まれていると考えておりますので、原案のままとしたいと考えております。

次に、鎌野会長から、「事業者の責務」に関してですが、「現行条例及び消費者基本法では、事業者はその供給する商品または役務について、『品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化に努めること』というように努力義務になっているけれども、骨子案では責務となっており、いわば格上げされているけれども、県は意識的にそのようにしたのか」という発言がございました。

同じ部分で、笹川委員から、「事業者だけではできないものもあるので、努力義務的表現にしてほしい」という発言がございました。これにつきましては、県としては努力義務的な表現に修正したいと考えております。

次に、鎌野会長から、「『消費者の役割』」のところで、それぞれの項目の語尾が、  
「は『果たすものとする』、  
「は『努めるものとする』、  
「は『努めなければならない』」  
というように異なる表現になっているが、揃える検討をしたらどうか」という発言がございました。これに対しては、  
「については、現行条例の表現を踏まえ、同じように自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を「果たすものとする」というふうにしたいと考えております。  
「については、県の施策に協力することを求めるものですので、「努めるものとする」としたいと考えております。  
「につきましては、知的財産権や人権等の保護に関する配慮を求めるものであることから、「努めなければならない」という表現にしたいということでございます。

3ページをお開きください。

楠本副会長、和田委員、田島委員より、同様の趣旨ですが、「東京と同様に罰則を定めるべきである」というご意見、また、「今回できなければ次回の改正で検討してほしい」などの発言がございました。これに対しては、東京都が先行した形で罰則を盛り込んだところですが、県といたしましては、罰則の必要性とか要件、程度などを慎重に検討する必要があると考えておりますので、他県の対応も見ながら引き続き検討することとしたいと考えております。

次に、田島委員から、「行政組織の整備及び行政の運営等の改善等が盛り込まれたらいいが」という発言がございました。これに対しては、3の「県の責務」の中で「県は消費生活に関する総合的な施策を策定し及びこれを実施する責務を有する」という規定になっておりまして、この中に含まれていると考えております。

次に、楠本副会長より、「苦情処理部会をどうしたらワークするようにできるか」という発言がございました。これに対しては、部会が円滑に活用できるよう運用面で検討してまいりたいと考えております。

次に、伊藤委員より、訪問販売において検討委員会での議論の状況についての質問があり、これに対しては、「検討委員会では不招請勧誘の議論はあったが、参入規制の議論はなかった」旨お答えいたしました。

鈴木委員からは、この案はよくできているという評価をいただきました。

次のページをお開きください。

堀内委員からは、「条例ができたからといって不当な取引がなくなるわけではなく、警察を巻き込んだ情報ネットワークの構築が重要」という発言がございました。

笹川委員からも、「市町村相互や県とのネットワーク化をさらに推進してほしい」という発言がございました。この辺については運用面で努めてまいりたいと思っております。

鎌野会長から、表示等の適正化についてですが、「骨子案では、県が規格、表示、包装等の基準を定めた場合に、事業者はその基準に『適合させるよう努めなければならない』という表現になっているが、知事が定めた基準であるから『適合させなければならない』とすべきではないか」という発言がございました。これにつきましては、現行条例を踏まえて、「努めなければならない」という表現にしたいと考えております。その理由ですが、表示等の適正化については、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が自主的に取り組むべきものであり、特に必要と認める場合に県が基準を目安として定めるということから、このような表現としたいと考えております。

楠本副会長より、「不当な取引行為の禁止のところで、『消費者の意に反して』ということではなく、『消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず』としたほうがわかりやすいのではないか」という発言がございました。これに対しては、この骨子案では、不当な取引行為については、条例の本文で大まかな行為を規定し、規則で具体的に禁止する行為を規定することとしております。「意に反して」という表現は、「拒絶の意思表示にもかかわらず」という表現よりも広い概念であるということもあり、骨子案のとおりとしたいと考えております。

以上が、9月20日の審議会における意見等についての説明でございます。

続きまして、もう1枚の資料のパブリックコメントの資料をご覧ください。

9月7日から9月28日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。意見の提出状況ですが、提出者は6名。個人1名、団体5団体です。延べ意見数は37件でした。

以下、その概要について説明いたします。あわせて、その意見に対する県の考え方も述べさせていただきます。

まず、骨子案前半についてですが、こちらに4件ございますが、これは主に、県の骨子案が以前の条例に比べてかなり前進した、評価できるという内容でございました。

次に前文のところの意見ですが、「前文に関しては、検討委員会の提言では『行政・事

業者の責務・消費者の役割』についての記述があったのだけれども、骨子案ではそれが削除されているので、県行政の役割だけでも記述してほしい」という意見でございます。これに対しては、骨子案においても「行政・消費者・消費者団体・事業者・事業者団体が、自ら、又は連携して消費者の権利を尊重することなどの重要性を認識し、消費者問題に取り組んでいくことが強く求められている」旨の記載を盛り込んでいることから、こういう表現でやりたいと考えております。

次のページをお開きください。

一番上は環境への配慮についての意見ですが、「環境への配慮を前文等にも入れる必要がある」という意見でございます。これに対しては、この意見を踏まえた前文とすることを検討したいと考えております。

次に、「基本理念」に対しての意見ですが、まず、一番上の意見ですが、「検討委員会の提言では『サービス』という言葉を使っていたが、骨子案では『役務』という表現に変わっている。『サービス』という表現にしてほしい」という意見でございます。これに対しては、法令用語として定着している「役務」という言葉を用いることとしたいと考えております。

次に、「基本理念」の中の消費者の権利に関する意見ですが、「現行条例では『商品又は役務の取り引きについて不当な方法から保護され及び不当な条件を強制されない権利』というのが掲げられていたが、骨子案ではそれを『商品又は役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利に含まれる』となっているけれども、これはわかりづらく、この権利は重要なので明記してほしい」という意見でございます。この意見に対しては、この意見の趣旨を踏まえ、消費者の権利の一つとして明記するよう修正しようと考えております。

次の意見は、個人情報保護の権利ですが、これはオリジナルであり、導入に賛成であるという意見でございます。

その次の意見は、「消費者の権利の一つとして、消費者団体を組織し、団体を通じて行動する権利を明記してほしい」という意見です。これは審議会の中でも発言のあった意見ですが、これにつきましては、先ほど説明したのと同じ理由で、現在の骨子案の形でまいりたいと考えております。

次に、「事業者の責務」「事業者団体の責務」の部分についてですが、まず「事業者団体の責務」のところで、「消費者の権利の尊重と法令遵守を入れてほしい」という意見でございます。これにつきましては、「消費者の権利の尊重」は、「基本理念」の中で条例全体に及ぶ考え方として盛り込んであります。また、法令遵守についての記述ですが、法令遵守は事業者に限らず誰もが行わなければならないことですので、改めて条例で規定する必要性が薄いと考えておりますので、骨子案のとおりとしたいと考えております。

次のページをご覧ください。

「消費者団体の自主的な活動の促進」の部分についての意見ですが、ここに二つございますが、どちらも同様の趣旨ですが、「消費者団体の自主的な活動の促進」のところで、「新たにできた消費者団体訴訟制度と関連して、県から適格消費者団体への情報提供をするということを盛り込んでほしい」という意見、また「『支援する』という言葉を入れてほしい」という意見でございます。これに対しては、骨子案本文の中に「知事は県民の消

費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする」という規定がございまして、この規定の中に含まれるものと考えております。

その次の「基本計画」に対する意見ですが、これは条例の骨子案に対する意見という形ではなく、条例が成立した後につくることとなる基本計画についての意見です。一つは「多様化する消費者被害に迅速に対応できる機能的な計画にしてほしい」ということ、もう一つは「計画の進捗状況が検証できるように、期限や数値目標を明確にした計画にしてほしい」という意見でございます。これに対しては、こういった意見の趣旨を踏まえて計画の策定をしてみたいと考えております。

その他として、一つは、「行政組織の整備及び行政運営の改善等」についてです。これは、「『行政組織の整備及び行政運営等』」についてを骨子案に盛り込むべきである。また、庁内関係各課の連携や横断的推進組織の形成、消費者行政審議会の位置づけと積極的な活用、財政上の措置等の明文化が必要である。骨子案に盛り込むのとあわせて、今後の基本計画の作成や年度施策の実行の中でも具体化してほしい」という意見でございます。これに対しては、これも先ほど申し上げたところですが、「県の責務」の中で「消費生活に関する総合的な施策を策定し及びこれを実施する」という規定がございまして、ここから当然知事が努めるべき事項として解釈するものと考えております。なお、庁内の関係各課の連携とか横断的推進組織の形成につきましては、現在も一部実施しておりますが、今後もより一層の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、罰則についてですが、「有効な罰則の強化を盛り込んでほしい」という意見でございます。これにつきましては、先ほど説明したとおり、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

次のページ、条例の定期的な見直しということですが、この条例の定期的な見直しにつきましては、社会情勢の変化等に応じて当然考慮すべき事項と考えております。ただし、特別に規定は置かないと考えております。

次の意見ですが、消費者行政審議会、消費者苦情処理部会の活用についての要望でございます。これにつきましては、意見の趣旨を踏まえ、施策の検討及び推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、県の消費者センターについてですが、県の消費者センターの位置づけと役割の強化についての要望ですが、これにつきましては、基本計画の策定や各年ごとの施策の策定において検討してまいりたいと考えております。

以上、急ぎの説明でございましたが、事務局からの説明を終わります。

鎌野会長     どうもありがとうございました。

ただいま県のほうから、前回審議会における委員からの意見等一覧及びパブリックコメントによる意見について説明していただきましたが、それらについて何かご質問、意見等がおありでしょうか。そういった意見について、一つ一つ事務局から回答をお願いいたします。

どこからでも自由に発言をしてください。前回の審議会での意見、あるいはパブリックコメント、一部はこの骨子案に盛り込むという事務局からの説明。他方、この点については現行のままでいいのではないかという説明でございました。

楠本副会長　質問ですが、今ご説明いただいたことは、どういう形で県民の方に報告されるのでしょうか。

飛山消費者行政推進室長　今回の審議会でのご意見とパブリックコメントですが、パブリックコメントにつきましては、後日、県の考え方をホームページ上で紹介することになると思います。それと、審議会からの意見については、県の条例案をつくった段階で、こういう形で踏まえましたというような形での説明をしていきたいと考えているということでございます。

鎌野会長　パブリックコメントに関しても、そういったことで県民の意見が考慮されるということですね。

飛山消費者行政推進室長　県民の意見を踏まえて、県の考え方をお示ししたいと思います。

田島委員　パブリックコメントについて今説明された点をホームページでお知らせするというのは、いつ頃になりますか。

飛山消費者行政推進室長　本日の審議会で、パブリックコメントでこういった意見があったということと、それらの意見に対して、県側が今考えている考え方を報告させていただいて、それに対する皆さんのご意見をいただき、それを踏まえて、もう一度最終的な県の考え方を決めて、その上でホームページで公表することにしようとしておりまして、できれば今月中には出していきたいと思っております。

鎌野会長　パブリックコメントと前回の審議会の各委員からの意見と一致しているというか、かなり重なっている部分が多いのですが、便宜上、各委員からいただいた意見について文書で県の考え方も示されておりますので、そのあたりご意見があれば、特にご意見をいただいたにもかかわらず、県のほうとしては現行のままでいいのではないかという回答があった部分について、再度何かございましたら。

最終的には、きょうこの審議会として知事に差し上げる答申の中に、協議の上、こういったものは書き入れたほうがいいのではないかというような形で、最後にまとめたいと思いますが、最後にまとめる段階でもう一度お諮りしますけれども、まずはご自由に。

田島委員　前回の審議会の意見に対する県の考え方がA4横の資料で説明されましたが、3ページに罰則に関する県の考え方があります。「こうした状況から、今後、周辺の県の対応を見ながら検討することとします」という表現ですが、前の部長さんは、できるだけ県民にわかりやすく、一番いい条例にしていきたいということもありましたので、できれば、周辺の県の対応を見ながらというよりも、ほかの県に対して働きかけるかどうかは別にして、千葉県としてもっと前向きに罰則の強化なり有効な中身を検討していきたいという表現にさせていただいたほうがいいかなという気がしました。

鎌野会長　私も実は同意見で、先ほど説明を伺って、楠本副会長、和田委員、田島委員からこういったこと。そして、今回の骨子案というか、条例に盛り込めばいいのだけれども、もうちょっと検討も必要かなということで、大体は田島委員の前回の意見のところにも書かれていましたように、前向きに次の改正に入れ込めばという方向だろうと思います。ですから、この審議会としても、今回の条例案の中に是が非でも入れ込めということでも必ずしもないと思います。ただ、いま田島委員がおっしゃったように、先ほどの県の説明ですと、「周辺の県の対応を見ながら」というのは、ちょっとよそを見ながらですので、むしろ千葉県は積極的に。もし改正後のことなら、施行後の県内の状況ですね。具体的にどう

いった被害が起こるとか、あるいは、こういった条例ができたにもかかわらず一向に改まっていないとか、むしろ、周辺の県の対応というよりも、県内の状況というか、現場を見ながらというか、多分そういうこと。多分、県のほうの考え方としてもそうだと思います。この文章に「周辺の県の対応を見ながら」ということになると、ちょっと後ろ向きかなという気がしますので。多分、他の委員の方のご意見も同じですし、県のほうとしても多分そういう考え方だと思います。

罰則の扱いについては、また最終的なまとめの段階で再度確認をしたい。

そのほかに何かございますか。

山田委員　パブリックコメントの中で、前文に環境の部分と消費者条例の部分を入れ込みたいという県からの説明でしたが、これはとても私自身は賛成したいと思います。今言われましたが、支持したいと思います。

鎌野会長　そうすると、今回、パブリックコメントあるいはこの審議会の前の意見を踏まえて、県側としてこういうふうに対応したいという点について、それでよろしいかどうかということで、ちょっと漏れがあるかもわかりませんが、それはまたご指摘いただいて。

まず、「審議会における委員からの意見等一覧」の1ページ、これは本当に形式的なことですが、私の意見として、「県の責務」の「消費者等」を、もう少し「等」の中身を具体的にということで、県の考え方としては「消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体」というふうに修正したいと考えます。それは、そのようなことでいいですかね。その点は、そういった形でこの審議会としても最終的に取りまとめて意見を述べたい。

2番目に、これも字句のことですが、いただいたペーパーで言うと2ページの真ん中、笹川委員と私のところ。前回の審議会でもご意見は両論あったのですが、「事業者の責務」というところで「品質その他の内容を向上させること、価格を安定させること及び流通を円滑化させること」ということで、前回、「何か県のほうとしては意識されたのか」と私が質問して、前回もお答えがあったのですが、特にこういったことで意識はなかったようですので、私あるいは笹川委員から、むしろ消費者基本法とか現行条例のように努力義務といったことにしてはどうかということで、他の委員さんから「いや、このままでいい」という意見もあったのですが、県のほうは、努力義務ということで「努めること」というふうに修正したいと、先ほどの県のお考えを示していただきました。

この点は、どうですか。よろしいですか。私としても、意見のところでは「骨子案には賛成であるが」と、ちょっとそのあたり迷っているところではございますが、最終的にはこういったことで私もよろしいかと思えます。

この2番目の修正の考えは、よろしいですかね。

それから、私のメモですと、もう1ヵ所積極的に検討したいということで、パブリックコメントのほうでいただいた意見の2ページの一番上の「消費者の権利」というところです。これについても、そこの文章には特にパブコメのほうは書いてないのですが、県民の方の意見では「消費者の権利」の「事業者の不当行為を排除する権利」というものを明確にしたほうがいいのか、あるいはストレートにわかりやすい表現を用いるべきだということで、県のほうとしてもそういった形で明確化したいという意見だったと思いますが、その点はいかがですか。また、この審議会の各委員の先生から特に具体的なご意見などを。私も、前回これは見過ごして、こういったパブリックコメントを拝見して……。

お手元の骨子案ですと「基本理念」の2のところ、前回いただいた骨子案では13、14ページ。この骨子案では一、二、三、四、五、六、七と挙がっていて、現行の消費者保護条例で言うと二とか三。特に三の「消費者又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利」というのが以前は「消費者の権利」で、ちょっと言い回しは違っている。以前では「基本理念」で「こういった権利の確立を図ることを基本とするものとする」という形ですが、骨子案のほうでは「次の各号に掲げる消費者の権利」で、その点は違うのです。基本的には「権利」というのを掲げている。そうすると、「不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利」という部分が何かはっきり現れていないというか、多分、不当な方法から保護され、不当な条件を強制されないことによって自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるという文脈だろうと思いますが、骨子案の二の「商品又は役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利」では、現行のこういったことが消えちゃって、権利として多少弱くなっているような印象を与えるのではないか。このパブリックコメントの意見としては多分そういう趣旨で、もう少しストレートにこういったものを何らかの形で取り入れたらいいのではないかというご意見だと思うのです。

どうですか。先ほどの県の説明ですと、これを明確にするということですが、そのあたり何かご意見を。

確かに、消費者基本法の基本理念の中では「自主的かつ合理的な選択の機会」というような形にはなっているのですが、それをそのまま使うよりも、現行の保護条例のこういったのをうまく取り入れるような形でどうか。特に、県のほうからは、こういう文言とか、お考えの方向性というか、まだ、その条文案までは……。

飛山消費者行政推進室長　　今、12月の条例案に向けて最終的な文言整理をしているところですが、基本的には、現行条例の文言を踏襲する形で整理しようかと考えております。結局は、いま鎌野会長さんからお話がありましたように、2号の中に包含されるのだけれども、ここから特出しをした形で別に1号を設けてこの規定を設けるということかどうかということで、いま法規審査の中で検討させていただいている状況でございます。

田島委員　　前の条例改正検討委員会の中でも、4番目に「商品又はサービスについては不当な取引条件を強制されない権利」というのが入ってしまっていて、最初の骨子案ですと、それも含めて今言われたように自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるとご説明があったのですが、表現はどういうふうにするかありますが、パブリックコメントで出されていることより前の提言との絡みを含めて、今の世の中の状況を見ると、できるだけ明確にわかりやすく表現されたほうがいいのかと、私は思いますけれども。

鎌野会長　　そういうご意見が出ました。どうでしょうか。

和田委員　　わかりやすくしておいていただいたほうが。

鎌野会長　　そうですね。「自主的・合理的な選択の機会」だけでは、何となく一般的・抽象的過ぎるような。ですから、できるだけ現行で。

和田委員　　県のほうでそう考えていくのであれば、ぜひ、それは入れていただいて。

鎌野会長　　ついでですけれども、現行の「基本理念」の二の「適正な表示」、これは前は「適正な表示を行わせる権利」というのが入っていたのですが、それはどうなんですか。それはむしろ骨子案の「自主的かつ合理的な選択の機会」の中に含まれるのか、あるいは場合

によっては「適正な表示」……なかなか難しいですね。それはどういうお考えですか。

飛山消費者行政推進室長　今回ご意見をいただいたものにつきましては、現場の相談員の対応などを考えたときにも、書いてあった方が、事業者との話し合いなどがより効果的に行えるだろうということに入れるべきだろうということと考えております。一方現行条例の第二号の「適正な表示」につきましては、景品表示法とかいろいろな法律がありますので、特にこの条例の中に特出しすることまでは必要ないと思っております、今言われた「合理的な選択の機会が確保できる権利」とか、あるいは「必要な情報が提供される権利」とか、そういう中で十分読み取れるかと考えております。

鎌野会長　他の法令との関係。一つは、県民にわかりやすいということ。もう一つは、実際に消費者センターとか何とかで対応に当たる現場の方にとって使いやすいということですね。

基本的に、先ほどの県のほうの意見としても、このあたりはより明確にするというご意見ですね。この委員会としても、そういった方向でよろしいだろうと。

県のほうとして条例案を作成する段階で表現を検討する箇所ということで挙げられたのは以上の3点くらいだと思いますが、それはその方向性でよろしいですか。

それでは、県のほうで今回の条例作成の段階ではなかなかまだ難しいのかなという意見について説明がありました。これはどうですか。

罰則の点については先ほど一応議論いたしました。それ以外の点で。

楠本副会長　罰則の点に関しましても、現状、県の方針で私も納得いたしました。田島委員の意見の中に、「より現実性を持つような方向で消費者に期待を持ってもらえるような方向でこういう検討部会をつくって」という方向性が一応意見として出ていますが、具体的にこうしたものを、条例の本体ということではないですが、何らかの形で取り込めないかどうかということが1点。

それと同じようなことなのですが、苦情処理部会がワークしない、これが長年の懸案だったと思うのです。運用で検討しようと思ってずっと努力していらしたと思うのですが、やはり運用で検討だけでは、なかなか、今まで1件もここに取り上げられなかったという結果が出ているわけですね。そこで、今70ページの「審議会の調停等」というところを見ますと、この本文の中に入れ込むことは少し難しいかなという気はしますが、中途か何かでもし入れることができるとしたら、何とか実効性を確保するためにこの手続上の規則のようなものをちょっと時間をかけてつくっていただくと利用しやすくなるのではないかと。利用の仕方が具体的にしてくるのではないかとというような意見を持っているのですが、いかがでしょうか。

それから、最後のところで私が申し上げました、いわゆる「消費者の意に反して」ということ、これは納得、理解いたしました。ありがとうございました。

鎌野会長　そうすると、70ページの点、それとの関連で苦情処理部会、あるいは先ほどの罰則についての検討部会は、一つは骨子案の中でそういったことを盛り込むことができるのか、あるいは今後の検討などももう少し具体的にそういったことまで含めて検討するというのを打ち出すというか、そういった点について、どうですかね。

飛山消費者行政推進室長　一つ目の罰則の検討で、田島委員からの意見の中で、検討部会をつくってという話があったわけですが、具体的に今すぐどういうものができるかわからないのですが、この条例ができ上がりますと、次に基本計画をつくることになります。その際は

また審議会にお諮りしますが、当然その前は県民参加方式で基本計画でつくり上げていくという手順を踏むことになると思います。その中で今のお話を踏まえてどういうふうにしていくかということも議論させていただければと思います。

それからもう一つの苦情処理委員会のほうですが、規則レベル等でもう少し運用がしやすいような表現といいますか、仕組みといいますか、そういうものを作ってはどうかという趣旨のご発言だったかと思うのですが、規則になるか要綱になるか、事務処理要領みたいなものにするかどうかわかりませんが、検討させていただきたいと思います。

鎌野会長　　そういうことでよろしいですか。後で最後に取りまとめのときに、どういうふうにご答申の中に盛り込むかというのは、またご意見を伺えればと思います。

そのほかに何かございますか。

パブリックコメントにもありますし、田島委員からの意見ですが、今の議論のやり取りにも関係するのですが、行政組織の整備とか行政運営の改善等というのも、今説明があったように、今のことと関連するということなんでしょうね。

和田委員　　先ほどの県の説明の中で、「県の中の組織の横の連絡を密にしてほしい」ということに対しては、「今現在でもやっているの」という話があったのですが、確かこれは検討委員会の中では一番問題が出たのは高齢者の問題で、高齢者に対してもっと手が差し伸べられないか、その辺でもっと行政の中でも連携をとってほしいということがありましたし、いろいろ高齢者に対する何かを文言として検討委員会のあれには入れたような気がしているのですが。私も全部を検討してこなかったので申しわけないのですけれども。何となくその辺が希薄になってしまっているかな、全体に。前文とか目的とか、そういうところでも、いわゆる情報弱者みたいな、そういう言葉は使わないとか何とか、そんなこともあったとは思いますが。何しろ高齢者に対して手を差し伸べてほしいという意見がとても強かったと思います。その辺をどういう形で入れられるのか。

飛山消費者行政推進室長　　それは、資料の13ページになるのですが、「基本理念」の「消費者の自立の支援に当たっては、県及び市町村等の緊密な連携を図ること等により、消費者の年齢及び障害の有無その他の個人の特性に配慮しなければならない」ということで、高齢者あるいは若者の被害がいま非常に問題化してきているということ、それから障害がある人たちにも情報がちゃんと届くようにということで、検討委員会等で話があったことをここに集約させていただいたということです。

楠本副会長　　たまたま昨日、私は沼津に行ってきたのですが、そこでは、高齢者の保護ということで、高齢者を保護するためのネットワークをつくるための取り組みが必要ではないか、そういう議論をこれから始めますよと、そういう状況を伺ったのです。また、この間、東京都のシンポジウムに出たときに、確か新宿区だったと思うのですが、やはり情報弱者である高齢者が本当にいろいろ集中的に被害に遭っているわけです。それを何とかしようということで、そういうネットワークをつくって情報が行き届くようにしようではないかという試みも、既に東京都ではやっているということも伺ったわけです。今のに関連して、ここの部分も、できれば、今おっしゃったように、もう少し検討委員会で検討された内容を具体的な形でネットワークづくりのような形で高齢者保護を打ち出せたらいいなと思うのですが、そういうことも検討していただけないでしょうか。

飛山消費者行政推進室長　　基本計画をこれから作っていく中で、その辺も含めて触れていき

いと思っております。

楠本副会長　　お願いします。

鎌野会長　　そのほか、どうですか。

前回の意見、パブリックコメントなどについて県からの現段階での考え方を示していただいた点については、ほぼ取り上げられたと思いますけれども、何か特にございますか。

それでは、また前に戻ってこういうことを思い出したということで、自由にご発言をいただければいいと思います。

本日は、答申案の取りまとめが我々に課された宿題でございます。先ほど事務局から説明があり、また、こちらで質疑応答というか、そういったことまで踏まえて、答申案として盛り込むべき事項などを絞り込んでいきたいと思っております。私のメモに基づいて、大体こんなことかなと。ひょっとすると何か見落としているところがあるかと思っておりますので、自由に指摘あるいは意見をいただきたいと思っております。細かな最終的な文言を堂本知事宛てにどういうふうにするかというのは再度後で確認しますが、おおよそ項目としてはこんなことなのかなと、今までの意見を踏まえた私のメモを読み上げていきます。

大きく二つのことがありました。一つは、我々が答申すべきことは、この骨子案についてこの審議会としてどのように考えるかということです。前回までに意見を申し上げ、そしてパブリックコメントを申し上げて、県のほうとしても前回お示しいただいた骨子案についてこういうふうにしたいということで、条例案を作成する段階で骨子案について表現を検討するというので、3点、県のほうから説明がありました。

1点は、「県の責務」ということ。の「消費者等」という表現、これをもう少し具体的にわかりやすい表現にするということ。これが第1点でございます。

第2点として、「事業者の責務」として「品質その他の内容を向上させること、価格を安定させること及び流通を円滑化させること」というような骨子案の表現を改めて、現行条例や消費者基本法に整合させるということでございます。

第3点としては、これはパブリックコメントで指摘があり、ここでも先ほど意見をいただきましたが、基本理念としての消費者の権利について、「事業者の不当行為を排除する権利」というのをより明確にして、「選択の機会を確保する」という抽象的なものではなくて、あるいはそれとともにもう少し具体的に盛り込んだらどうかという形で修正をしたい、表現を検討したいということで、それも挙げられたわけです。

そうすると、第一の点について、この審議会としてはそういった県の提案でよろしい、それはそれで進めていただきたいという形で絞り込みをしてよろしいでしょうか。

山田委員　　先ほど、この前文にも環境を入れる必要があると考えるということに関して、県のほうからは、これを踏まえたものにしていきたいというお答えがあったと思うのですが、私もそれは賛成なので。それも前文の中に付け加えてくださるという話でしたよね。私は2点言ったのですが、そのうち1点がいま委員長さんのところになかったように思ったのですけれども。

鎌野会長　　そうですね。漏れていましたね。

山田委員　　それは何の差し支えないいいことだと思うので、入れていただきたい。

鎌野会長　　前文のところに「環境への配慮」ということを盛り込むということですかね。

山田委員　　ええ、それはいいと思います。

鎌野会長 すみません。私がメモに書き忘れていたので、申しわけございません。

その点は、県としては、そういう方向性でということですか。

飛山消費者行政推進室長 はい。

鎌野会長 そうすると、今の点まで含めて4点、条例案を作成する段階で表現を検討する箇所ということですか。

そのほかに何か漏れはございますか。あるいは、今思いついたとか。

それでは、また後で何かあったらご指摘ください。4点、それが大きく1番目のことです。

今度はちょっと性質が違いまして、むしろ、今後検討を要する事項。基本計画策定とか、あるいは条例施行後、あるいは次の条例改正に向けてということ、これはおおよそ2点の意見があったと思います。

第1点は、罰則を盛り込むことについて今後も検討するという点です。こういったことも知事さんに向けて留意事項ということで申し上げたいということです。よろしいでしょうか。

2番目として、田島委員からも意見をいただき、パブリックコメントのほうからも意見があった「行政組織の整備及び行政の運営の改善等について、今後とも消費者行政を進める上で配慮していくこと」という検討事項です。これも基本計画等あるいは具体的な運用。

そういったご意見のときに、和田委員、楠本委員から、その中でも特に高齢者への配慮というのが非常に重要なのではないかとということで、特にこういった高齢者への配慮ということでのいろいろなネットワークの構築というか、おそらく消費者行政担当部分と福祉部分との連携ということだろうと思いますので、そういった高齢者への配慮ということも含めた意味で「行政組織の整備及び行政の運営の改善」ということを今後検討する事項として盛り込みたいという意見だったと思います。2番目には、そういったことを配慮いただきたい事項として絞り込むということであったと思います。

あとはどうでしょうか。また私が何か忘れていることがあるかと思いますが。

楠本副会長 苦情処理に関して、先ほど、どういう形になるかわからないけれども、基本計画等で具体的な要項になるかどうかかわからないけれども、つくることも考えてみたいとおっしゃったので、3番目にそれも入れていただけるといいかなと思います。

鎌野会長 苦情処理ですね。そうすると、それは3番目として独立させますかね。あるいは2番目の「行政組織の整備、行政の運営の改善等」の中に盛り込みますか。

楠本副会長 この骨子案の中では、70ページに独立した項目として出されているような気がします。ですから、それとの関連で考えたほうがよいような気がいたします。

鎌野会長 「審議会等の調整等」というあたりで、特に苦情処理部会の実効性ということですかね。ということで、今後検討を要すると。そういうことで3番目の項目を立てさせていただきます。よろしいですか。先ほどご発言があったことですが。

そのほかに何かございますか。

田島委員 もし可能ならということですが、先ほどのいろいろな意見交換とか県の考え方の中で、条例が迅速に改正されるというのが最優先だと私も思うのですが、その後は基本計画の作成を迅速に。当然いろいろな団体、県民も協力すると思うのですが、ぜひ迅速な基本計画の作成も配慮していただきたいというのがもし付け加えられるのであれば、助かるな

という気がいたします。

鎌野会長 多分それは、各委員あるいは県民の望むところだと思います。行政にとっても多分異論はないのでしょうけれども、いろいろなご事情はあるかも知れません。せっかくいい条例ができたので、できるだけ迅速にということで、次のステップとしては基本計画ということで、それを4番目として盛り込む。

そういうことでよろしいでしょうか。そういった意味では知事さんにかなり注文を突きつけることにはなりますが、まあまあ、当たり前のことだと。

笹川委員 先ほどの苦情処理部会の検討委員会の中に、ぜひ、各市町村を含めた相談員の方のお声というか、委員の方の意見みたいなものを入れていただくとありがたいと思います。

といいますのは、前回、検討委員会の中でもかなり相談員の方が発言されて、生のお声で切実に言われておりましたので、そこらの声をぜひ生かしていただいたほうが、より県民のほうでわかりよいと思いますので、よろしくをお願いします。

鎌野会長 それはどうでしょうかね。

笹川委員 中で結構です。

鎌野会長 苦情処理と一括して、そういった現場の実際に相談に当たられている人の声を。

そのほかに何かございますか。今後検討を要する事項ということで4点ぐらい出てまいりましたけれども。あまりたくさん出てくると一つ一つが薄くなってくるのですが、四つぐらいはちょうどいいですかね。どれも重要な内容ですけども。

陶山委員 1点だけ、罰則の点にまた戻ってしまうのですが、私としてはこの罰則が残念ではないですね。やはり実効性があるというのは罰則なんです。悪質な業者に対応するというのは、罰則があるということが非常に重要なのです。私としては、これを答申する際に、「千葉県としても前向きに検討する」というような強い表現で入れていただきたいとお願ひしたいと思います。

それから、これはいま議論することではないかもしれませんが、伊藤委員がおっしゃられていたことで、不招請勧誘の規定が入ったということは私はすばらしいと思うのですが、再勧誘の禁止ということで弁護士のほうで議論していたのが、房総の奥のほうのお年寄り、突然来られること自体でもう被害に遭ってしまうということもありまして、今後の検討課題としては、最初に行く際に了解を得て行くというような、もう少し強い規制というものも必要ではないかと考えております。

楠本副会長 今のご意見は、相談の現場で一番重要なポイントとなるところなので、具体的に骨子案には入れられない部分であったとしても、基本計画の中でもう一度よく現場を見ながら、その現場の推移に合わせて入れていただきたいという感じがします。

鎌野会長 それは重要ですから、それも盛り込みたいですね。先ほどのいろいろ運用面の実効性ということで、苦情処理部会とか、いろいろ相談員の現場の声、そういった中にはかなり深刻な強引な勧誘等も見られるので、そういった実態を踏まえて適切に運用を図るようにと、何とか3番目ぐらいのところに盛り込みたいですね。

楠本副会長 2番目の「行政組織の整備及び行政運営の改善等」の中に高齢者ネットワークという意見を私は出させていただきましたが、これが強調されることによって少しずれてしまうというところはありませんか。田島委員のご提案。

鎌野会長 別出しにしたほうがいいのかね。

楠本副会長 はい。ちょっと違うんですね。

田島委員 先ほど和田委員が言われたこともあわせて、パブリックコメントの2ページの「その他」にあります。けっこう条例改正検討委員会でもいろいろな意見が。県は県として努力しているのだけれども、現場のいろいろな実情とか被害の状況などを見ると、消費者行政審議会も、1年に1回だけではなくて、もっと、2回とか、中間報告しながら、何が必要なのか、Plan、Do、Seeというのですか、そういう中心的になる組織がちゃんと位置づけられないと、結局、そのときの状況によってなかなか進まないということもある。あるいは、先ほどの高齢者の点は、高齢者のこともあるということと、あと意外と10代、青少年でも被害が多いということで、先ほど言われたように、特に「高齢者」という名称を使わないで、そういうことも含まれるということで、経過としては「基本理念」の1項目で「配慮する」という表現になったのかと思います。

それから、県庁の中では、関係各課の連携とか、そういう庁内の横断的な組織が一つの大事なキーワードみたいになってきていますが、健康福祉部と県民生活課、そういう関連部署とか、あと民生委員さんの話も聞くと、現場でもいろいろなことがあるので、県庁の中の必要な部署と一緒に協力することによってもっと進む面があるのではないかと。あと、弁護士さんとか、消費者団体とか、専門的な方とか、相談員とか、そういう行政組織プラスいろいろな消費者団体、事業者もあわせて盛り立てるような組織も、県のほうも一定前向きに進めながら県民一緒になって進めていく必要があるのではないかと。あと予算とか体制も、年々どんどん、さまざまな状況があると思いますが、消費者行政とかセンターも含めて、一般の予算の減り方よりも多い予算の減り方もあるみたいなので、そこら辺も、いい条例がちゃんと有効になるためには予算的な措置とか体制的な面も大変な中でも必要ではないかと、そんなようなところが出されていました。

ですから、飛山室長からもお話ありましたように、今後の基本計画の中で、条例改正検討委員会とか前回のこの審議会に出された意見も含めて、本当に実効ある形での組織の整備なり運営の改善を望みたいというのが、多分、十何回やってきた改正検討委員会の思いとしても強くあったのではないかと思います。

鎌野会長 わかりました。

そうすると、今ちょっと思いついて、またご意見を伺いたいのですが、今後検討を要する事項ということで、第一に罰則を盛り込むということですね。特にそこでは前向きに検討するというのをこの審議会として強く要望するというので、そういった文言を入れる。

それ以外のこと、こういうふうに最終的に絞り込んだらどうか、知事さん向けに言ったらどうかということですが、一つは、大きなくくりとして、2番目として「行政組織の整備及び行政運営の改正運営等について、今後とも消費者行政を進める中で配慮していくこと」というふうにさせていただきたいと。その中に、「特に次の点について十分な配慮が必要である」と考える」ということで、今ご意見が出たのをその次に。3点くらいになるのですかね。一つは、高齢者あるいは青少年への配慮。2番目として、苦情処理部会などの実効性ということ。それはあえて強調する。3番目として、現状、不当な勧誘とかそういったことで非常に問題が多い、そういったことについて普段接している現場、専門家、あるいは消費者センターの方の意見を十分聞き反映するという。そういう形で2番目の

「行政組織の整備及び行政運営の改善等」について消費者行政を進める中で配慮していく。そういった大きな項目の中に、特にということで以上の3点くらいを盛り込む。そして最後に、締めくくりとして、そういったことを実行するために、適正な、なおかつ実行力のある基本計画を迅速に作成していただきたい、と。そういう流れでまとめたらどうかということです。

そういうことでよろしいですか。ちょっと思いつきですが、どれも重要なことで欠かすことはできないのですけれども。

そのほかに、何かございましたら。

それでは、もう一度おさらいというか、まとめをします。

意見もいろいろお出しいただいて、ちょっとまとめるのが大変でしたが、堂本知事宛てのこの審議会としての答申ということで、多分、文章は「千葉県消費者保護条例改正（骨子案）についての答申」ということになるかと思いますが、これについて諮問がありましたので、我々はこのことについて次のように答申します、と。

まず、この骨子案、これは平成19年9月20日、以下細かな番号は省略しますが、その諮問があったことについては概ね適当と認める。ただし、次の別紙意見等についてご留意くださいということで別紙を付ける。

その別紙には、先ほどこしらえたメモによると、大きく1として、事務局から提案のあった「条例案を作成する段階で表現を検討する箇所」ということで、山田委員ご指摘の点も含めて4点、前文のところで環境配慮という点についての表現を入れ込むような形で検討する。2番目として、「県の責務」のうちの「消費者等」の表現をわかりやすくする。3番目として、「事業者の責務」として「品質その他の内容を向上させること、価格を安定させること及び流通を円滑化させること」の表現を現行条例、消費者基本法に整合させること。4番目として、「基本理念」の「消費者の権利」に関して、「事業者の不当行為を排除する権利」を明確にすること。

次に大きな2として、今度は、この審議会として今後検討を要する事項ということで考えるものとして、大きく言うと3点。その一つは、(1)罰則を盛り込むことについて今後前向きに検討する。2番目として、(2)行政組織の整備及び行政運営の改善等について、今後とも消費者行政を進める中で配慮していただくことということで、特に次の

点については留意をすること。として、高齢者及び青少年については特に連携を保って配慮するという。表現についてはより練ったものにしたいと思います。として、苦情処理部会などについての実効性の方策について配慮するという。として、不当な勧誘等消費者被害の現状を踏まえて検討する意味で、現場の声、専門家や消費者センターの職員の方の意見を十分踏まえて行政に反映させること。それから(3)として、適切、実効性のある基本計画を迅速に作成すること。

そういった形でよろしいでしょうか。

楠本副会長　大きな2番目の「行政の整備・運営」ですが、これは骨子案ではどこの部分に対応するのでしょうか。

飛山消費者行政推進室長　これは検討委員会の提言の中には入っていたのですが、ご審議をいただいている骨子案の段階では、先ほど申し上げたような理由で表現されなかった部分でして、そのことについてご意見をいただいているということです。

楠本副会長 「もし入るとすると」という過程で、どこに入るものなのでしょうか。

飛山消費者行政推進室長 法律のレベルでは最後のほうです。

楠本副会長 なぜこういう質問をしているかといいますと、苦情処理の問題を2の中にまとめて入れるということが全体の骨子案に整合するかどうかということで、例えば67ページを見ていただきますと、独立した項目として「苦情の処理及び被害の救済に関する施策」というのがあるわけですね。ここに救済の先ほど申し上げたものを入れるのが全体の骨子案に整合するのか、それとも、ほかのもう少し一般的なところに入れるほうが整合するかどうかということで、もし入るとするとどこに入るのかなという質問をさせていただいたわけです。

飛山消費者行政推進室長 提言の段階では、「雑則」の「委任」の前ぐらいだったかなと記憶しておりますが、今、手元に資料がございませんので。

楠本副会長 何ページぐらいになりますか。

飛山消費者行政推進室長 「実効性の確保」の中に入っております。74ページ、「知事への申出」というのがありますが、提言の段階では「知事への申出」の前に入っております。

楠本副会長 そうすると、「実効性の確保」という中に制度の整備というものを入れれば、先生がまとめられたやり方で整合性が出てくるということですね。

飛山消費者行政推進室長 はい。

楠本副会長 わかりました。ありがとうございます。

鎌野会長 そのほかに何かございますか。

私もこの場で全く準備していないままメモをこしらえたので、よく考えると不十分な部分もあるかと思いますが、いただいた趣旨を十分反映させた形でこれを文章化したいと思います。

答申案の文言あるいは議会との関係で提出時期もあると思いますが、多分早急に答申しないといけないと思いますが、そういった時期については会長のほうに一任いただければでしょうか。副会長さんにもご相談をさせていただくと思いますが、そういったことで一任願いたいと思います。

それでは、いいご意見を伺いましたので、なるべく早くまとめまして、記憶が薄れないうちに、熱が冷めないうちにそれを文章化して、県に提出するという段取りにしたいと思います。

以上、きょうの課題が終わりました。本日予定した議事は終了したいと思います。何かご意見はございますか。

田島委員 今後の大まかな県のほうの段取りはどうなっているのかというあたりだけ、わかっている範囲で結構ですので。

飛山消費者行政推進室長 今現在、審議会、パブリックコメントと並行して、県の政策法務課の条例審査を受けている状況でございます。もう間もなく、第1回目の審査といたしますが、一通りが終わるかなと考えております。12月議会にはぜひ間に合わせたいと考えております。具体的にどのくらいの準備期間をもって施行するかということもその中の一つの話として出ておまして、施行するまでに大体6ヵ月ぐらい置くのかなということで、まだ最終的な確定ではありませんが、そういう形で考えております。

あわせまして、条例を公布するのとほぼ同時か、あるいはちょっと遅れるかもしれませ

んが、規則を公布したいと考えております。規則につきましては、今回お配りした審議会の骨子案の中にもアウトラインを示しているところですが、概ねそれに沿った形で整理していき、特に不当行為等につきましては規則レベルに落としていくことになっておりますので、そういう形で準備をしていきたいと考えております。

そうしますと、12月の議会ですから、条例公布は12月末頃になろうかと思えます。6ヵ月ぐらいということなので、例えば6月1日、あるいは7月1日施行という形で準備をし、その間、条例の改正についてのPRといたしますか、内容の周知といたしますか、その辺を広報活動を展開していくということとし、それに合わせまして、次のステップである基本計画の準備を早急に進めていきたいと考えております。その際は、県民参加方式という形をとることになると思いますので、具体的なやり方についてはこれからもう一度整理をしないといたしません。条例と同じような仕組みで県民の皆さんの意見を集約しつつ案をつくりまして審議会にお諮りし、基本計画としていきたいと思えます。ただ、条例はちょっと時間をかけすぎてしまったかなという反省点がありますので、そこは十分反省点としてとらえまして、早急にそれが段取りよくできるようにしていきたいと思っております。

鎌野会長 そのほかに何かございますか。

和田委員 この審議会では本来は関係ないことだと思えますけれども、今、国民生活センターのほうで相談業務と試験検査業務をやらなくなるという話がちょっと聞こえてまいりました。今、消費者基本法を読んでいまして、25条にちゃんとこのことが書いてあるのですね。それをやらなくなるということに対して、千葉県として何か意見を言えないものなのだろうかというようなことを考えましたのですが、これは全然別の話でしょうか。まだ決まってははいないというか、でも、新聞でも出てきております。

鎌野会長 それはご意見として賜ったということで、特に県のほうから今の段階でご回答いただかなくていいですかね。県のほうとしては、特に今の段階ではあれですか。

飛山消費者行政推進室長 今回の段階では、国への要望とか、そういう形での具体的な話はまだありません。話があったということだけ受けとめさせていただきまして、今後もしそういうことがあれば前向きにやらせていただくという形を考えております。

鎌野会長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議事を終了いたします。

最後に、拙い進行役というか、会長を務めさせていただきました。この審議会は、非常に時間はかかりましたけれども、むしろ審議会の前に、この中の委員の方が中心にお入りいただいた検討委員会のほうで十分検討していただいて、審議会に上がって来る前はかなり完成に近いような形で、骨子案のもとになるようなもの、あるいはその中核部分をつくっていただきましたので、ここにいらっしゃる検討委員会の委員の人にこの審議会の委員を代表してお礼を申し上げたいと思えます。

また、前回と今回、非常に短期間で、2回でしたけれども、非常にいい意見をいただいて、何とか知事に対して答申ができる状態になりました。委員の皆様方にも、また事務局の方にもいろいろとお世話になりましたことを御礼申し上げます。

では、どうもありがとうございました。

司会 最後となりますが、ここで名輪次長からご挨拶を申し上げます。

名輪環境生活部次長 長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

今回、条例の改正骨子案ということで諮問させていただきました。2回にわたり非常に丁寧なご審議をいただき、専門的な立場から貴重な意見を数多くいただいたところでございます。大変ありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

今後、私どもとしましては、先ほど飛山室長からも説明いたしましたが、答申をいただきました後、なるべく12月議会を目標に条例の提案をしていきたいと考えております。その後、また引き続き基本計画の策定あるいはそのほかいろいろな問題があるかと思えます。引き続き今後ともご指導いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

## 5. 閉 会

司会 以上をもちまして、本日の消費者行政審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上